

## 成年年齢引下げに伴う消費者被害防止のための施策を求める会長声明

民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる「民法の一部を改正する法律」（平成30年法律第59号。以下、単に「成年年齢の引き下げに関する改正法」という。）の施行日である2022年（令和4年）4月1日まで6か月を切った。

改正過程において、成年年齢の引き下げに関する改正法が施行されることで、未成年者取消権を喪失する18歳及び19歳の若年者に対して消費者被害が拡大することが懸念されていた。

そこで、2018年（平成30年）の成年年齢引き下げに関する改正法の審議に際しては、参議院法務委員会において全会一致で附帯決議がなされ、そこでは、①知識、経験、判断力の不足などを利用して勧誘し契約締結させた場合における消費者の取消権（いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権）を創設すること（法成立後2年以内）、②若年者の消費者被害の防止・救済のための必要な法整備を行うこと（法成立後2年以内）、③マルチ商法等による消費者被害の実態に即した対策について検討し必要な措置を講ずること、④消費者教育を質量共に充実させること、⑤18歳、19歳の若年者への周知徹底や社会的周知のための国民キャンペーン実施を検討すること、⑥施行日までこれら措置の実施、効果、国民への浸透について調査・検討し、その状況を随時公表することなどが求められた。

ところが、成立から3年あまりが経過し、施行まで約6か月となった現時点においても、いずれの施策もいまだに十分とは言えない。例えば、つけ込み型不当勧誘取消権の創設は、附帯決議に明示された期限を既に経過しているにもかかわらず、法改正の具体的な目途は立っていない。消費者教育についても、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」や「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力キャンペーン」等は実施されているものの、消費者被害の予防につながる実践的な消費者教育が全国的に十分に行われているとは言えない。

よって、当会は、国に対し、前記附帯決議に示されたような成年年齢引下げに伴う弊害防止のための実効性ある施策を速やかに実現することを求めるものである。

以上

2021年（令和3年）10月12日

茨城県弁護士会

会長 木名瀬 修 一